

【資料2】

「第6期三田市高齢者保健福祉計画・三田市介護保険事業計画」及び「第4期三田市障害福祉計画」
計画案市民意見募集(パブリックコメント)の結果と意見に対する考え方について

1 実施概要及び結果

(1) 実施期間 平成26年12月15日(月)～平成27年1月5日(月)

(2) 閲覧方法

①市ホームページでの閲覧

②市福祉総務課、各市民センター等での閲覧(市内10か所)

(3) 意見の提出方法

住所、氏名、年齢、電話番号を記入して、郵送、ファックス、電子メールで提出。様式は自由。

2 意見の内容(要約)と市の考え方

◆第6期三田市高齢者保健福祉計画・三田市介護保険事業計画

意見件数 3件(2名)

施策の項目	意見の内容(要約)	市の考え方と対応
地域活動の促進	地域の文化、地域の資源を活用とした児童、生徒に対する支援ボランティア、学校行事等に参加していく中での生きがいづくりをのぞむ。関学や湊川短大等の学生との交流ものぞむ。	ご意見の内容につきましては、「学校支援地域本部事業」(計画素案p.50～51掲載)の中で以前から実施しているところですが、今後さらにこの事業が活性化されるよう、学校や学校支援ボランティア・地域コーディネーターの皆様と取り組んでまいります。高齢者と学生との交流の機会づくりについては、大学との連携テーマに関する提案としてお預かりさせていただきます。
介護予防の普及・啓発・情報発信	交通機関の運賃の助成にタクシー利用ができるようにしてほしい。	市では、高齢者にとって利用しやすい制度とするために、庁内横断的な検討会議を設置して、助成対象とする交通機関の見直しを含め、制度のあり方について検討をしています。今後も関係機関等のご意見もお聞きしながら、見直しに向けた取り組みを進めていきたいと考えています。
地域包括ケアを充実します	①地域包括支援センターと高齢者支援センターの違いがわかりにくい。 ②地域包括支援センターという名称を簡単なわかりやすいものに変更してほしいか。	①地域包括支援センターは、介護保険法に基づいて設置されており、総合相談・介護予防・権利擁護・地域づくりに関する事業及び要支援1・2の方のケアプラン作成業務を行っています。高齢者支援センターは、老人福祉法に規定されている施設で、地域包括支援センターのブランチ(相談協力機関)として相談業務や介護予防事業、権利擁護事業を行っています。 ②地域包括支援センターという正式名称は介護保険法に定められており変更できませんが、ご意見いただいたように分かりやすい通称については、今後検討させていただきます。

◆第4期三田市障害福祉計画

意見件数 2件(1名)

意見の内容(要約)	市の考え方と対応
知的障害、精神障害等の町内会等の支えあい身寄り等の充実をさらにのぞむ。	数値目標を示した第4期障害福祉計画の元となる障害者基本計画において、さらなる充実に向けて推進してまいりたいと考えています。
就労支援の結果を、具体的に計画以外何らかの型で冊子などで紹介してもらいたい。	今後、広報やホームページ等で周知できるよう検討してまいりたいと考えています。